

京都市告示第 5 7 4 号

令和元年 1 2 月 3 日京都市告示第 4 5 3 号（道路法に基づく道路区域の変更及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

令和 2 年 2 月 1 0 日

京都市長 門 川 大 作

表中

「

鹿ヶ谷嵐山線	上京区西院町918番地地先から	旧	115.20	18.35 ~18.50
	同区小山町906番地の3地先まで	新	115.20	18.35 ~18.50

」

を

「

鹿ヶ谷嵐山線	上京区左馬松町780番地の3地先から	旧	115.20	18.35 ~18.50
	同区西院町914番地地先まで	新	115.20	18.35 ~18.50

」

に、

「

鹿ヶ谷嵐山線	上京区左馬松町780番地の3地先から	旧	376.70	18.20 ~19.70
	同区西院町914番地地先まで	新	376.70	18.20 ~19.70

」

を

「

鹿ヶ谷嵐山線	上京区西院町918番地地先から	旧	376.70	18.20 ~19.70
	同区小山町906番地の3地先まで	新	376.70	18.20 ~19.70

」

に、

「

丸太町通	上京区西院町918番地地先から	旧	115.20	18.35 ~18.50
	同区小山町906番地の3地先まで	新	115.20	18.35 ~18.50

」

を

「

丸太町通	上京区左馬松町780番地の3地先から	旧	115.20	18.35 ~18.50
	同区西院町914番地地先まで	新	115.20	18.35 ~18.50

」

に、

「

丸太町通	上京区左馬松町780番地の3地先から	旧	376.70	18.20 ~19.70
	同区西院町914番地地先まで	新	376.70	18.20 ~19.70

」

を

「

丸太町通	上京区西院町918番地地先から	旧	376.70	18.20 ~19.70
	同区小山町906番地の3地先まで	新	376.70	18.20 ~19.70

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)